

# 令和6年度

## 償却資産（固定資産税）申告の手引き

### 沼田市

償却資産の申告期限は令和6年1月31日（水）です。

- ◆ 1月1日現在で償却資産（詳細は2～4ページ参照）を所有している方は、申告義務があります。
- ◆ 提出先は、沼田市役所（税務課資産税係）です。詳しくは裏表紙をご覧ください。

#### ◆◆◆ 申告の際のお願い ◆◆◆

- ☆ 申告書を郵送で提出される場合に、宛先として使用していただける表示を裏表紙に印刷してありますので、切り取って封筒に貼るなどしてご利用ください。
- ☆ **郵送により申告する場合で、償却資産申告書の控え（受付印押印済）の返送が必要な場合は、必ず切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。**
- ☆ 償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。
- ☆ **前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、「償却資産申告書」と共に「種類別明細書」を必ず提出してください。**

#### 【目次】

I	償却資産とは	2～4ページ
II	償却資産の申告について	5～12ページ
III	申告書類の作成方法	13～15ページ
IV	償却資産の評価額の計算方法等	16～17ページ
V	固定資産税の賦課期日と事業年度の関係	17ページ

# I 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます（地方税法第341条第4号<固定資産税に関する用語の意義>）。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

## 1 資産の種類ごとの主な償却資産

償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、次のとおりです。

資産の種類		主な償却資産の内容
第1種	構築物 (建物附属設備を含む)	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設、よう壁等 建物附属設備 1 建物の所有者が取り付けした建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 2 テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備（これらを特定付帯設備といいます。）（詳しくは8ページ参照）
第2種	機械及び装置	工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09及び000～099」）、駐車場機械装置等
第3種	船舶	遊覧船、ボート、はしけ等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター等
第5種	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」「90～99及び900～999」）及び農耕作業用の自動車で最高時速が毎時35km以上のもの並びに台車等。ただし、自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。
第6種	工具、器具及び備品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パーソナルコンピュータ、プリンター、ルームエアコン、金庫、ゲーム機器等

## 2 申告する資産とは

令和6年1月1日現在、事業の用に供することができる資産のうち、次の（1）（2）の要件を満たすものです。

（1）土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産（土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第341条の規定によります。）

◎次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

ア 建設仮勘定で経理されている資産

イ 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

ウ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）

エ 償却済資産（減価償却が終わった資産）

オ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）

カ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）

キ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産  
（リース資産は5ページ参照）

ク 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上、租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

- (2) 耐用年数が1年を超えて取得価額（1個又は1組当たり）が10万円以上の資産  
 （ただし、法人の場合、10万円未満の資産でも減価償却した資産は申告の対象となります。）

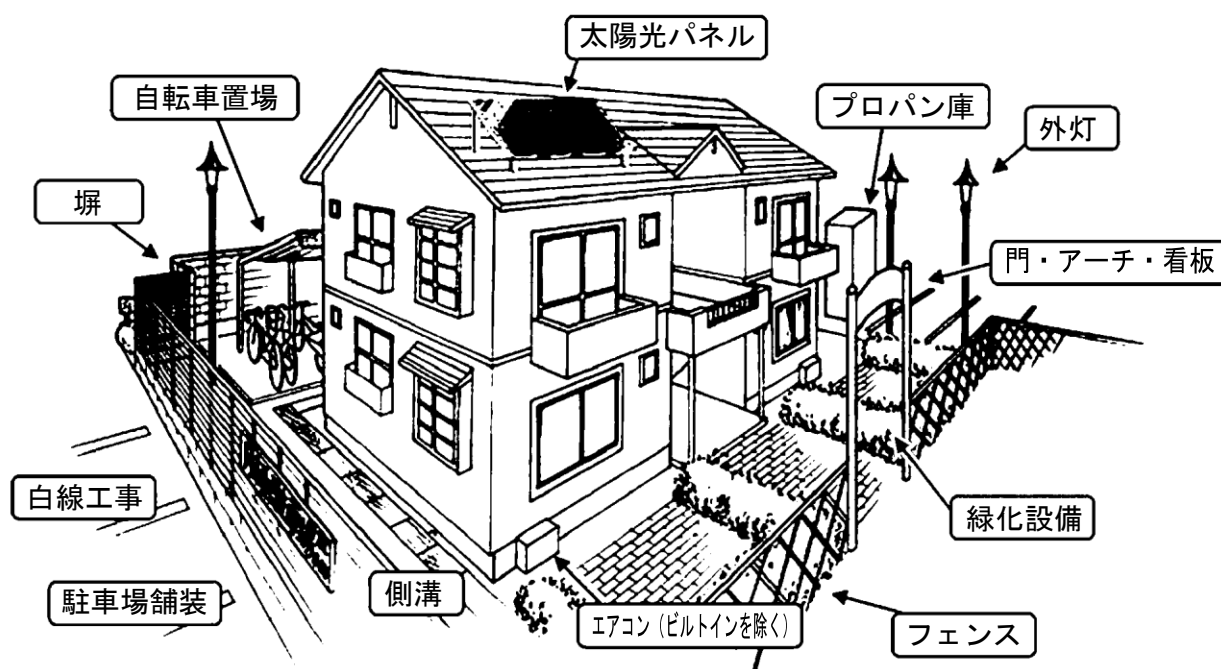
	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
個人の場合	平成11年 1月1日以後に取得した資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	<b>申告対象</b>
		20万円以上	減価償却	<b>申告対象</b>
法人の場合	平成10年 4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	<b>申告対象</b>
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	<b>申告対象</b>
		20万円以上	減価償却	<b>申告対象</b>

### 3 業種別の主な償却資産

- (1) 償却資産を「業種」別に例示しますと、次のとおりです。（ ）内の数字は、各資産の耐用年数です。

業種	主な償却資産の内容
共通	タイムレコーダー（5）、事務机（15）、事務椅子（15）、応接セット（8）、ロッカー（15）、キャビネット（15）、金庫（20）、レジスター（5）、コピー機（5）、ルームエアコン（6）、パーソナルコンピュータ（4）、サーバー（5）、LAN配線（10）、看板（10）、受変電設備（15）、舗装路面（10又は15）、その他
飲食業	食卓（5）、椅子（5）、厨房用品（5）、カラオケ（5）、冷蔵庫（6）、その他
理容業 美容業	理・美容椅子（5）、消毒殺菌器（5）、タオル蒸器（5）、パーマ器（5）、サインポール（3）、湯沸かし器（6）、その他
クリーニング業	洗濯機（13）、脱水機（13）、ドライ機（13）、プレス（13）、給排水設備（15）、その他
小売業 食肉鮮魚販売業	冷凍機（9）、肉切断機（9）、挽肉機（9）、電子秤（5）、冷蔵ストッカー（4）、陳列ケース（6又は8）、冷蔵庫（6）、自動販売機（5）、その他
加工・修理業	旋盤（10）、ボール盤（10）、フライス盤（10）、プレス（10又は15）、圧縮機（10又は15）、測定工具（5）、検査工具（5）、工業用水道（15）、その他
医業 歯科医業	レントゲン機器（6）、調剤機器（6）、ファイバースコープ（6）、消毒殺菌用機器（4）、手術機器（5）、歯科診療ユニット（7）、その他
不動産貸付業	立体駐車場のターンテーブル及び機器部分（10）、金属造の塀（10）、コンクリート造の塀（15）、緑化施設（植木等）（20）、太陽光発電設備（17）、その他
農業	果樹棚（14）、ビニールハウス（14）、農機具（トラクター（7）等）、その他

(2) 不動産賃借業の償却資産の例



※ 8～9ページの「10 建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて」も合わせてご確認ください。

(3) 太陽光発電設備について

太陽光発電設備も償却資産に該当し、固定資産税の課税対象となる場合があります。申告が必要かどうかについては、下表で確認してください。

設置者	10kw以上の太陽光発電設備（全量売電・余剰売電）	10kw未満の太陽光発電設備（余剰売電）
個人（住宅用）	家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して、発電出力量の全量又は余剰を売電する場合、売電事業用の資産となり <b>申告の対象</b> となります。	事業用の資産とはなりませんので、 <b>申告対象外</b> です。
個人（事業主）	会社や個人で工場・商店などを経営している人や駐車場・アパートなどを貸し付けている人が、その事業のために太陽光発電を設置した場合は、事業の用に供している資産として、発電出力量や全量又は余剰売電にかかわらず <b>申告の対象</b> となります。	
法人	事業の用に供している資産として、発電出力量や全量又は余剰売電にかかわらず <b>申告の対象</b> となります。	

注) 家屋の屋根材として施工された**建材型ソーラーパネル（屋根と一体のもの）は申告対象外**となります。

- 一般的に、住宅の屋根や土地に設置した太陽光発電設備の資産の種類は「**第2種：機械及び装置**」、耐用年数は「**17年**」（減価償却資産の耐用年数表、別表第2その他の設備、主として金属製のもの）となります。

## Ⅱ 償却資産の申告について

### 1 申告していただく方

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、事業を行っている方で、**1月1日現在に償却資産（詳しくは2～4ページを参照してください。）を所有している方**です。地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告する義務があります。

- 所有権留保付売買資産については、原則として買主の方が申告してください。
- 償却資産を共有されている方は、共有名義の申告となりますので、各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、代表者を決めて申告してください。

### 2 リース資産について

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が、当該資産を申告する必要があります。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が20万円未満の資産は、償却資産の申告対象から除かれます。

### 3 提出していただく書類

(1) 必ず提出していただくもの

- ①「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」 ②「種類別明細書（増加資産・全資産用）」
- ◎ **前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」を必ず提出してください。**

(2) 該当する資産がある場合に提出していただくもの

- ・種類別明細書（減少資産用）
- ・非課税資産を新たに所有した場合・・・事実を証明する書類
- ・課税標準の特例がある資産を新たに所有した場合・・・事実を証明する書類
- ・短縮耐用年数を適用された場合・・・国税局長の承認通知書（写）
- ・増加償却をされた場合・・・税務署長への届出書（写）
- ・減免該当資産を新たに所有した場合・・・減免申請書、事実を証明する書類
- ◎ これらの書類を提出される場合は、申告書の「18備考」欄に添付書類の名称を記載してください。

(3) 番号法に定める本人確認の資料

償却資産申告書にはマイナンバー（個人番号）（12桁）又は法人番号（13桁）の記載が必要です（共有の場合は記載不要です。）。

マイナンバー（個人番号）を記載した申告書を提出いただく際、番号法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施します。窓口・郵送による申告の際は、以下の本人確認資料をご提出ください。また、eL TAX（電子申告）による申告の場合で、事業の新規開始による初めての提出や、提出先団体に番号確認資料の提出実績が1団体もない場合は、番号確認資料の添付が必要です。

なお、法人番号を記載した場合には本人確認資料の提示・添付は不要です。

## 4 マイナンバーの記載について

### ◆記載箇所



申告書の3「個人又は法人番号」欄にマイナンバーを記載してください。

日 様	令和 年度	※所有者コード	
	償却資産申告書(償却資産課税台帳)		
(電話)	3 個人番号又は法人番号	8 短縮耐用年数の承認	有・無
	4 事業種目(資本金等の額)	9 増加償却の届出	有・無
	5 事業開始年月	10 非課税該当資産	有・無
	6 この申告に該当する者の係及び氏名	11 課税標準の特例	有・無
(屋号)	7 税理士等の氏名	12 特別償却又は圧縮記帳	有・無
		13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法
		14 青色申告	有・無

### ◆本人確認について

個人番号(法人番号を除く)を記載した申告書に、以下の書類の添付等が必要となります。

#### ①本人が提出する場合

	個人番号の確認	身元の確認
窓口・郵送	 <p>個人番号カード(裏面)※1 通知カード※2 住民票(個人番号が記載されたもの)等</p>	 <p>個人番号カード(表面)※1 運転免許証 パスポート等</p>
電子申告 eLTAX	電子証明書等により本人確認を行うため、本人確認資料の添付は <b>不要</b> です。	

- ・ 郵送の場合は、上記書類の写しを提出してください。

#### ②本人の代理人(税理士)が申告書を提出する場合

	代理権の確認(原本)	代理人の身元確認	本人の個人番号確認
窓口・郵送	税務代理権限証書	税理士証票	個人番号カード 通知カード※2 又はその写し等
電子申告 eLTAX	電子証明書等により本人確認を行うため、本人確認資料の添付は <b>不要</b> です。		

- ・ 郵送の場合は、税務代理権限証書は原本、その他の書類は写しを提出してください。
- ・ 所有者本人に代わり親族等が申告書を提出する場合は、所有者本人の本人確認(上記①)が必要となります。

※1 本人が申告書を提出する場合、マイナンバーカードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

※2 「通知カード」については、令和2年5月25日に廃止されました。通知カードの記載事項が住民票の記載事項と一致している場合は、番号確認資料として引き続きご利用いただけます。

## 5 企業の電算処理により申告をされる場合

電算処理により申告される方は、毎年度、増減のあった資産だけでなく、1月1日（賦課期日）現在、沼田市内に所有しているすべての償却資産について申告してください。

償却資産申告書及び種類別明細書記入例（14～15ページ）を参考に次のとおり書類を作成し、提出してください。

償却資産申告書	<ol style="list-style-type: none"><li>1 独自の申告書を使用する場合は、所有者コードを確認するため、本市の申告書を添付するか又は所有者コードを必ず転記してください。</li><li>2 資産件数欄がない場合は、資産件数を備考欄に記入してください（資産種類、別に種類別明細書の一行を一件として集計）。</li><li>3 評価額（ホ）の欄を必ず記入してください。</li></ol>
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	<ol style="list-style-type: none"><li>1 次の項目は必ず記載してください。<ul style="list-style-type: none"><li>・資産の種類 ・資産の名称 ・数量 ・取得年月 ・取得価額</li><li>・減価残存率 ・耐用年数（改正耐用年数も含む） ・価額</li><li>・特例率（該当有の場合） ・増加事由（1～4）</li></ul></li><li>2 評価額は16ページを参照のうえ算出してください。</li><li>3 税制改正等により耐用年数を変更された資産がある場合は、改正年、改正前及び改正後の耐用年数をそれぞれ記載してください。</li><li>4 減少した資産のリストを種類別明細書に添付してください。</li><li>5 増加資産や減少資産がある場合は、増減事由を摘要欄等に記入してください。</li></ol>

## 6 提出期限

**令和6年1月31日（水）**

◎窓口は混雑しますので、郵送又はe L T A Xによる提出をご利用ください。

## 7 提出先

**沼田市役所 税務課資産税係**

**〒378-8501 群馬県沼田市下之町888番地**

◎受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

◎郵送又はe L T A Xをご利用ください。

申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送が必要な場合は、切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。切手を貼り付けた返信用封筒がない場合は、返送することができませんので、あらかじめ御了承ください。

## 8 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び沼田市税条例第75条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法368条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

## 9 実地調査等について

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査を行う場合がありますので、その際は御協力をお願いします。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合現年度だけでなく5年度分まで遡及して修正することもありますので、御了承ください。過年度分について追加課税となった場合は、通常と異なり、納期は1回となります。

## 10 建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて

### (1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

#### ア 建物附属設備の家屋と償却資産の区分（次ページの区分表を参照してください。）

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産とに区分して課税されます。

- ・償却資産とするもの・・・・・・・・単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの又は独立した機器としての性格の強いもの
- ・家屋とするもの・・・・・・・・家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備など

#### イ 特定の生産又は業務用の設備等の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源装置、熱源装置、水処理装置、汚水処理装置、冷却装置、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エア配管、油配管、照明設備等及びその附属設備は、償却資産となります。例えば、工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管や汚水配管、精密機械工場内の空調設備や集塵設備、熱処理用のボイラー設備、コンピュータ室（人が作業することが想定されない部屋）に設置されている大型コンピュータを冷却するための専用空調設備等が該当します。

ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家屋の評価対象となります。

### (2) 賃借人等の方が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産（特定附帯設備）

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナントの方）が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線・配管等のことを「特定附帯設備」といいます。

特定附帯設備は、地方税法第343条第10項及び沼田市税条例第54条第8項の規定により、テナントの方が償却資産として申告してください。



(3) 家屋と償却資産の区分表  
 主な設備等を例示しますと、次のとおりです。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式		○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等		○			◎
	LAN設備	設備一式			◎		◎
	放送・ 拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管・配線		○			◎
	監視カメラ (ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器			◎		◎
		配管・配線		○			◎
避雷設備	設備一式		○			◎	
火災報知設備	設備一式		○			◎	
給排水衛生 設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)			◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、 中央式給湯設備		○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		屋内の配管等		○			◎
衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)		○			◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等		○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備			◎	◎	
		上記以外の設備		○		◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
上記以外の設備			○			◎	
その他の 設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機			◎	◎	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウェーター)等		○		◎	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等			◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)			◎	◎	

## 1 1 非課税となる資産

地方税法第348条等に規定する一定の要件を備える償却資産については、非課税の扱いとなり、固定資産税が課税されません。

新たに非課税償却資産を取得した方は、沼田市役所税務課資産税係までご連絡ください。

### 【非課税の対象となる償却資産の例】（一部抜粋）

非課税対象資産	根拠規定		添付資料（新規申告時）
	条	項号	
・ 宗教法人が専ら本来の用に供する境内建物及び境内地	地 方 税 法 第 3 4 8 条	第2項 第3号	定款、法人登記簿謄本等
・ 直接保育又は教育の用に供する固定資産 ・ 図書館及び博物館において直接その用に供する固定資産		第2項 第9号	定款、認可証の写し等
・ 保護施設の用に供する固定資産		第2項 第10号	定款、法人登記簿謄本、 認可証又は指定書の写し等
・ 小規模保育事業の用に供する固定資産		第2項 第10号の2	
・ 児童福祉施設の用に供する固定資産		第2項 第10号の3	(施設例) ・ 救護施設
・ 認定こども園の用に供する固定資産		第2項 第10号の4	・ 授産施設 ・ 小規模保育保育所
・ 老人福祉施設の用に供する固定資産		第2項 第10号の5	・ 児童養護施設 ・ 児童発達支援センター
・ 障害者支援施設の用に供する固定資産		第2項 第10号の6	・ 認定こども園 ・ 養護老人ホーム
・ 社会福祉事業の用に供する固定資産		第2項 第10号の7※	・ 特別養護老人ホーム ・ 福祉ホーム
・ 更生保護事業の用に供する固定資産		第2項 第10号の8	・ 身体障害者福祉センター ・ 老人デイサービス
・ 包括的支援事業の用に供する固定資産		第2項 第10号の9	・ 生計困難者のために、 無料又は低額な料金で診療を行う事業
・ 事業所内保育事業（利用定員が6人以上）の用に供する固定資産		第2項 第10号の10	・ 放課後児童健全育成事業 ・ 事業所内保育事業等
適用する非課税規定に応じて事業主体、事業内容が限定されていますので、所有資産の全てが非課税となるわけではありません。			

※ 社会福祉事業の実施主体が一般財団法人やNPO法人等の場合は、非課税に該当する団体であることについて群馬県等から証明を取得する必要がある場合があります。

## 12 課税標準の特例の適用をうける償却資産

地方税法に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。

### 【課税標準の特例の対象となる償却資産の例】（一部抜粋）

特例対象資産	根拠規定	取得時期	特例率	適用期間	添付書類（新規取得時）	
一般ガス導管事業の用に供する償却資産	地方税法第349条の3第2項	規定なし	最初の5年 1/3 次の5年 2/3	10年	個別にご連絡ください	
震災等被災償却資産に代わるものを取得又は改良した資産	地方税法第349条の3の4	震災等翌年の3月31日から4年間	1/2	4年	個別にご連絡ください	
汚水又は廃液の処理施設	地方税法附則第15条	令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日	1/2（注）	永年	・特定施設設置（使用、変更）届出書の写し	
ごみ処理施設			1/2		・一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可書の写し	
一般廃棄物の最終処分場			2/3		・産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可書の写し ・環境大臣の認定を受けている場合は、それが分かる書類の写し	
産業廃棄物処理施設（石綿等）			1/2			
産業廃棄物処理施設（石綿等以外）			1/3			
下水道除害施設			4/5（注）			・除害施設新設等届出書の写し
太陽光発電設備 （再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金で取得したもの）			2/3（注）			・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し  ・再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し
1千kW以上	3/4（注）					
風力発電設備 （認定発電設備であるもの）	2/3（注）					
20kW未満	3/4（注）					
水力発電設備 （認定発電設備であるもの）	3/4（注）					
5千kW以上	1/2（注）					
5千kW未満	2/3（注）					
地熱発電設備 （認定発電設備であるもの）	1/2（注）					
1千kW未満	1/2（注）					
1千kW以上	2/3（注）					
バイオマス発電設備 （認定発電設備であるもの）	2/3（注）					
1万kW以上2万kW未満	1/2（注）					
1万kW未満						
特定事業所内保育施設	第32項	平成29年4月1日 ～ 令和6年3月31日	1/2（注）	5年	・企業主導型保育事業（運営費）助成決定通知書の写し	
中小事業者等が先端設備等導入計画の認定後に導入計画に基づき取得した機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物	第45項	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	1/2 <u>（賃上げ表明した場合 1/3）</u>	3年 <u>（賃上げ表明した場合 5年）</u>	・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し（先端設備等導入計画を含む） ・先端設備等導入計画に係る認定書の写し ・工業会等による仕様等証明書の写し ・認定後に工業会等による仕様等証明書を取得した場合は、先端設備等に係る誓約書の写し ・ファイナンスリースの場合は、リース契約書とリース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し ・ <u>賃上げ表明した場合は、従業員へ方針を表明したことを証する書面の写し</u>	
	旧地方税法附則第64条	令和3年4月1日 ～ 令和5年3月31日	零（0） （注）	3年		

（注）地方自治体が特例率を条例で定めることができる仕組み「わがまち特例」が導入されています。

## 13 法人税・所得税との比較

固定資産税（償却資産）と国税では取扱いが異なる点がありますので、御留意ください。

項目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い（法人税・所得税）
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法を適用（固定資産評価基準に定められた減価率を用いる） ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様。	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度（建物については旧定額法） 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度（建物並びに平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物は定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。（注1）	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます。（租税特別措置法）
増加償却	認められません。	認められます。（法人税法・所得税法）
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）まで
改良費（資本的支出）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）（注2）	原則区分評価
少額の減価償却資産（使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産）	一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外（注3）	一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとする（法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条）
一括償却資産（取得価額が20万円未満の減価償却資産）	3年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外（注4）	3年間で損金又は必要な経費に算入が可能（法人税法施行令第133条の2又は所得税法施行令第139条）
即時償却資産（中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満の減価償却資産）	課税対象になります。（注5）	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能（租税特別措置法第28条の2又は同法第67条の5）

（注1）圧縮記帳の制度は認められていませんので、**圧縮前の取得価額としてください。**

（注2）平成19年度税制改正により、国税における改良費の取扱いは変わりましたが、**固定資産税（償却資産）における取扱いには変更はありません。**

（注3）法人は減価償却することもできますが、この場合は**固定資産税（償却資産）の課税対象となりません**ので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

（注4）法人又は個人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

（注5）中小企業者に該当する法人又は個人の青色申告者の方等が、平成15年4月1日から令和6年3月31日までの間に30万円未満の減価償却資産を取得された場合、その全額を損金又は必要な経費に算入することができます（平成18年4月1日以降は上限300万円まで）。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。**固定資産税（償却資産）上は、この規定により損金又は必要な経費に算入された減価償却資産については課税対象になります**ので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

## Ⅲ 申告書類の作成方法

### 1 作成していただく書類

「償却資産申告書」及び「種類別明細書」を次の注意事項にしたがって作成してください。

書類名	注意事項
償却資産申告書	資産に増減がない場合は、申告書の「18 備考」欄に「増減なし」と記入してください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	1 資産内容が印字されていない場合 令和6年1月1日現在に所有しているすべての資産を記入してください。 2 資産内容が印字されている場合 前年までに申告されている資産が、すべて印字されていますので、前年中に増加があった資産を追記してください。
種類別明細書 (減少資産用)	前年中に減少した資産を記入してください。

※ お送りした書類の2枚目は控え用です。

※ 非課税・特例対象資産を新たに所有された方は、申告書類と共に添付書類を御提出ください。  
詳細については、10～11ページを御覧ください。

### 2 申告していただく事項

#### (1) 取得価額

取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、関税、その他その償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。

取得価額の算出方法は、法人税又は所得税の取扱いと同じです。ただし、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、その金額を加えた額を記入してください。

また、固定資産税の評価上、事業専用割合等による取得価額のおん分は認められていませんので、その資産の取得価額で申告してください。

取得価額が30万円未満の資産については、法人税法及び所得税法において特別の償却方法が認められていますが、その場合の償却資産の取扱いについては、3、12ページの一覧表にて御確認ください。

#### (2) 耐用年数

耐用年数は、法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。

耐用年数には、次の3種類があります。

ア 法定耐用年数・・・減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表を御覧ください。  
基本的に、この耐用年数により申告してください。

イ 中古見積耐用年数・・・耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数。

ウ 短縮耐用年数・・・法人税法又は所得税法の規定により耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときのその耐用年数をいいます。なお、この場合は国税局長の承認適知書の写しを申告書に添付して提出してください。

#### (3) その他

所在、種類、数量、取得時期、その他償却資産課税台帳の登録及び価格の決定に必要な事項を、償却資産申告書及び種類別明細書記入例（14～15ページ）を参考に申告してください。

### 3 償却資産申告書の記載例

受付印	令和 年 月 日	令和 <b>6</b> 年度	償却資産申告書(償却資産課税台帳)			
沼田市長 星野 稔 様		※所有者コード				
1 住所 (又は納税通知書送達先)	めまたし しものちょう 沼田市下之町888番地 (電話)	3 個人番号又は法人番号 1234567890000	8 短縮耐用年数の承認 有・無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無			
2 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	かぶしがいしゃ めまたし 株式会社 沼田市 (屋号)	4 事業種目 (資本金等の額) 木製品製造業 ( 10 百万円)	9 増加償却の届出 有・無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無			
		5 事業開始年月 昭和40年 4月	10 非課税該当資産 有・無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無			
		6 この申告に必要とする者の氏名及び氏名 (電話) 0278-23-2111 甲乙 太郎	11 課税標準の特例 有・無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無			
		7 税理士等の氏名 (電話) 0278-56-2111 沼田 太郎	12 特別償却又は任意記載 有・無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無			
			13 税務会計上の償却方法 定率法 <input checked="" type="radio"/> 定額法			
			14 青色申告 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無			
資産の種類	取得価額				15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	① 沼田市東原新町1801
	前年取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)		②
1 構築物	1 000 000			1 000 000		③
2 機械及び装置	11 000 000	400 000	2 000 000	12 600 000		貸主の名称等
3 船舶	注(イ)	注(ロ)	注(ハ)	注(ニ)		〇〇リース(株) △△市
4 航空機						電話: 0278-53-2111
5 車両及び運搬具	500 000			500 000		平成20年からプレス機
6 工具、器具及び備品	1 000 000			1 000 000		
7 合計	13 500 000	400 000	2 000 000	15 100 000		
					16 借用資産(有・無)	
					17 事業所用家屋の所有区分	自己所有 ・ 借家
					18 備考(添付書類等)	例 増減なし 該当資産なし  〇年〇月〇日 廃業、解散、等  特例対象資産あり
	資産の種類	評価額(ホ)	決定価格(ヘ)	課税標準額(ト)		
	1 構築物					
	2 機械及び装置					
	3 船舶					
	4 航空機					
	5 車両及び運搬具					
	6 工具、器具及び備品					
	7 合計					

- 1 個人の場合は所有者の住所を、法人の場合は主たる事務所等の所在地を記載してふりがなを付してください。
- 2 氏名、名称を記載し、ふりがなを付して押印してください。
- 3 マイナンバー制度における個人番号又は法人番号を記載してください。  
※ 郵送により控への返送を希望される方について、個人番号が記載済の場合は簡易書留で返送いたしますので、必要な返信用の切手及び封筒を同封してください。
- 4 事業の種目を具体的に記載してください。また、法人にあっては、資本金の金額も記載してください。
- 5 沼田市内で初めて事業を開始した年月を記載してください。
- 6 この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。
- 7 この申告の作成を税理士等に依頼している場合は、その方の氏名及び電話番号を記載してください。
- 8 から 14 まで及び 17 はそれぞれ該当する方を○で囲んでください。
- 15 沼田市内の資産の所在地(営業所等)を記載してください。1の住所と同じ場合は必要ありません。
- 16 該当する方を○で囲み、借用償却資産がある場合には貸主の名称等を記載してください。
- 18 資産の増減のない方は、「増減なし」と、申告すべき資産のない方は、「該当資産なし」と記載してください。また、廃業、解散等があった場合はその旨と年月日を記載してください。その他、この申告に必要な事項及び評価について参考となる事項を記載してください。

注(イ) 既に、沼田市に申告があり、登録されている資産の取得価格を種類別に記載してください。  
 注(ロ) 登録されている資産のうち、前年中に減少した資産の取得価格を種類別に記載してください。  
 注(ハ) 前年中に増加した資産の取得価格を種類別に記載してください。  
 注(ニ) 該当年1月1日現在、所有している償却資産の取得価格を種類別に記載してください。  
 【=前年前所有資産-前年中減少資産+前年中取得資産】

# 4 種類別明細書の記載例

令和 6 年度

## 種類別明細書 (増加資産・全資産用)

* 所有者コード *		種類別明細書 (増加資産・全資産用)										所有者名		1 枚のうち	
												株式会社 沼田市		1 枚目	
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例	課税標準額	増加事由	摘要	
					年号	年月									十億
01	2		② 旋盤	③ 1	④ 4	④ 10	⑤ 5		1,000,000	12	0.		⑦ ①・2		
02	2		② サンダー	③ 5	④ 4	④ 30	⑤ 6		1,000,000	9	0.		⑦ ①・2	10	
03													⑦ ①・2		
04													⑦ ③・4		
05													⑦ ①・2		
													⑦ ③・4		

第二十六号様式別表一(提出用)

右上欄に所有者名を記載してください。

- ① 資産の種類「1 構築物」「2 機械及び装置」「3 船舶」「4 航空機」「5 車両及び運搬具」「6 工具、器具及び備品」の資産の種類に対応する数字を記載してください。
- ② 資産の名称及び規格等を記載してください。
- ③ 数量を記載してください。
- ④ 資産を取得した年月を記載してください。年号については「1 明治」「2 大正」「3 昭和」「4 平成」「5 令和」とし、それぞれの年号に対応する数字を記載してください。
- ⑤ 当該資産の取得価額を記載してください。取得価額は償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。）をいいます。
- ⑥ 大蔵省令に定める法定耐用年数を記載してください。  
★ 耐用年数省令の改正で耐用年数を変更する場合は「摘要」欄に改正後の耐用年数を記入してください。（耐用年数の申告誤りについては、記載されている耐用年数を二重線で消し、その上に正しい耐用年数を記入してください。）
- ⑦ 増加事由は、「1 新品取得」「2 中古品取得」「3 移動による受け入れ」「4 その他」とし、該当する番号を○で囲んでください。

令和 6 年度

## 種類別明細書 (減少資産用)

* 所有者コード *		種類別明細書 (減少資産用)										所有者名		1 枚のうち	
												株式会社 沼田市		1 枚目	
行番号	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額	耐用年数	減価残存率	減少の事由及び区分	摘要					
				年号	年月						1 売却	2 滅失	3 移動	4 その他	1 全部
01	2	0999	③ 応接セット	④ 1	④ 4	④ 10	⑤ 11		350,000	8		⑧ ①・②・③・④	⑨ ①・2		
02	2	1000	③ 旋盤	④ 2	④ 4	④ 12	⑤ 1		400,000	12		⑧ ①・②・③・④	⑨ ①・②	当初取得価額 100 万円 (数量 5) のうち 40 万円 (数量 2) 分減少	
03												⑧ ①・②・③・④	⑨ ①・2		
04												⑧ ③・④	⑨ ③・④		
05												⑧ ①・②・③・④	⑨ ①・2		

第二十六号様式別表二(提出用)

右上覧に所有者名を記載してください。

- ① から ⑦ までは同封の種類別明細書（電算打出し）を参照して減少した資産を記載してください。
- ⑧ 減少の事由及び ⑨ 区分については、該当する番号を○で囲んでください。  
なお、⑨ 減少の区分が「2 一部」に該当する場合には、摘要欄に次のように記載してください。  
(例) 「当初取得価額 100 万円 (数量 5) のうち 40 万円 (数量 2) 分減少」

※ その他、耐用年数の改正による変更がある場合などは摘要欄に記入してください。

## IV 償却資産の評価額の計算方法等

### 1 評価額の計算方法

申告していただいた資産を1件ずつ資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして計算し評価額を算出します。

ア 前年中に取得のもの

$$\text{取得価額} \times \text{前年中取得のものの減価残存率} = \text{評価額}$$

イ 前年前に取得のもの

$$\text{前年度評価額} \times \text{前年前取得のものの減価残存率} = \text{評価額}$$

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

〔減価残存率表〕 (これは固定資産税に係る残存率表です。)

区分 耐用 年数	減価残存率		区分 耐用 年数	減価残存率		区分 耐用 年数	減価残存率	
	前年中 取得の もの (1-r/2)	前年前 取得の もの (1-r)		前年中 取得の もの (1-r/2)	前年前 取得の もの (1-r)		前年中 取得の もの (1-r/2)	前年前 取得の もの (1-r)
—			2 1 年	0.948	0.896	4 1 年	0.972	0.945
2 年	0.658	0.316	2 2 年	0.950	0.901	4 2 年	0.973	0.947
3 年	0.732	0.464	2 3 年	0.952	0.905	4 3 年	0.974	0.948
4 年	0.781	0.562	2 4 年	0.954	0.908	4 4 年	0.974	0.949
5 年	0.815	0.631	2 5 年	0.956	0.912	4 5 年	0.975	0.950
6 年	0.840	0.681	2 6 年	0.957	0.915	4 6 年	0.975	0.951
7 年	0.860	0.720	2 7 年	0.959	0.918	4 7 年	0.976	0.952
8 年	0.875	0.750	2 8 年	0.960	0.921	4 8 年	0.976	0.953
9 年	0.887	0.774	2 9 年	0.962	0.924	4 9 年	0.977	0.954
1 0 年	0.897	0.794	3 0 年	0.963	0.926	5 0 年	0.977	0.955
1 1 年	0.905	0.811	3 1 年	0.964	0.928	5 1 年	0.978	0.956
1 2 年	0.912	0.825	3 2 年	0.965	0.931	5 2 年	0.978	0.957
1 3 年	0.919	0.838	3 3 年	0.966	0.933	5 3 年	0.978	0.957
1 4 年	0.924	0.848	3 4 年	0.967	0.934	5 4 年	0.979	0.958
1 5 年	0.929	0.858	3 5 年	0.968	0.936	5 5 年	0.979	0.959
1 6 年	0.933	0.866	3 6 年	0.969	0.938	5 6 年	0.980	0.960
1 7 年	0.936	0.873	3 7 年	0.970	0.940	5 7 年	0.980	0.960
1 8 年	0.940	0.880	3 8 年	0.970	0.941	5 8 年	0.980	0.961
1 9 年	0.943	0.886	3 9 年	0.971	0.943	5 9 年	0.981	0.962
2 0 年	0.945	0.891	4 0 年	0.972	0.944	6 0 年	0.981	0.962

※ rとは、当該償却資産の耐用年数に応する減価率です。

【例】取得価額 250,000 円、取得時期が令和 5 年 5 月、耐用年数が 4 年のパソコンの場合

(耐用年数 4 年、前年中の取得のものの減価残存率・・・0.781)

(耐用年数 4 年、前年前の取得のものの減価残存率・・・0.562)

令和 6 年度：250,000 円 × 0.781 = 195,250 円

令和 7 年度：195,250 円 × 0.562 = 109,730 円

令和 8 年度：109,730 円 × 0.562 = 61,668 円

令和 9 年度：61,668 円 × 0.562 = 34,657 円

令和 10 年度：34,657 円 × 0.562 = 19,477 円

令和 11 年度：19,477 円 × 0.562 = 10,946 円 < 12,500 円

※ 令和 11 年度で算出額が取得価額の 5% (12,500 円) より小さくなりますので、以降 12,500 円で評価されます。



## 2 決定価格・課税標準額

評価額が決定価格となり、それを課税標準額として計算します。

## 3 税率及び税額

税率 100分の1.4 (1.4%)

税額 土地・家屋・償却資産の課税標準額の合計× 税率

## 4 免税点

課税標準額が150万円未満の場合は課税されませんが、申告は必ずお願いします。

## 5 課税台帳の閲覧

申告等に基づいて決定した価額は課税台帳に登録し、例年4～5月に台帳閲覧を予定しております。詳しくは、「広報ぬまた3月号」に掲載いたしますので、ご確認ください。

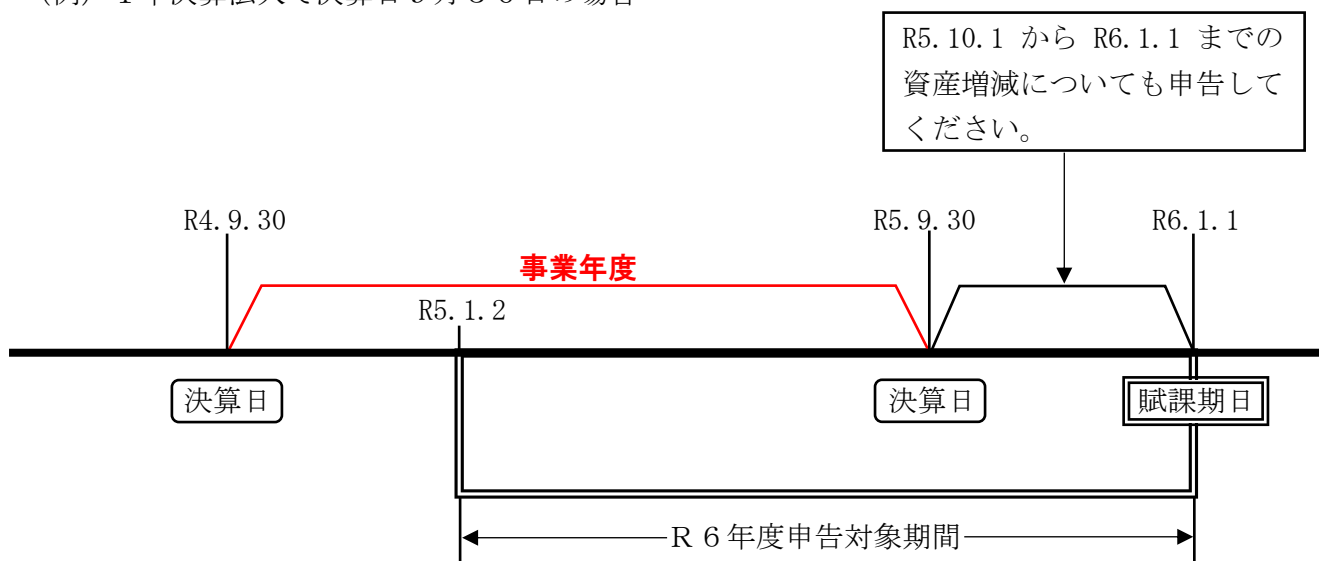
# V 固定資産税の賦課期日と事業年度の関係

固定資産税（償却資産）の賦課期日は1月1日です。

企業の事業年度の末日が賦課期日と異なる場合で、事業年度末以降賦課期日までに資産の増加・減少の異動があるときは、それらの資産についても申告してください。

なお、異動分について令和6年度の申告に間に合わない場合は、当初申告後に修正申告をしてください。

(例) 1年決算法人で決算日9月30日の場合



☆☆ お知らせ ☆☆

地方税電子申告エルタックス（eLTAX）による償却資産の申告を受け付けております。

詳しくは（一社）地方税電子化協議会ホームページをご確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

◆この手引の内容に関するお問い合わせ

沼田市市民部税務課資産税係

電話：0278-23-2111

（内線 3014）

◆申告書類提出先

〒378-8501

群馬県沼田市下之町888番地

沼田市役所 税務課資産税係 行